

3-1 長岡市災害対策本部条例

昭和39年10月10日 条例第54号

最近改正 平成24年9月28日 条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、長岡市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 本部長は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(局及び部)

第3条 本部長は、本部に事務局(以下「局」という。)及び部を置くことができる。

2 局に局長、部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

3 局長は局の事務、部長は部の事務を掌理する。

4 局及び部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月29日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

3-2 長岡市災害対策本部規程

昭和54年8月15日 災害対策本部告示第1号
最近改正 令和5年4月1日 災害対策本部告示第1号

長岡市災害対策本部規程（昭和40年長岡市災害対策本部告示第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、長岡市災害対策本部条例（昭和39年長岡市条例第54号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、長岡市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（副本部長）

第2条 副本部長は、副市長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合の順位は、市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（令和3年長岡市規則第36号）で定める順序による。

（本部員）

第3条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

教育長 政策監 産業政策監 危機管理監 地域政策監 地方創生推進部長 DX推進部長 総務部長 財務部長 危機管理防災本部長 原子力安全対策室長 地域振興戦略部長 市民協働推進部長 福祉保健部長 環境部長 商工部長 観光・交流部長 農林水産部長 都市整備部長 中心市街地整備室長 土木部長 支所長 会計管理者 水道局長 消防長 教育部長 子ども未来部長 議会事務局長

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めたときは、市の職員のうちから本部員を指名することができる。

（本部会議）

第4条 本部は、次の各号に掲げる事項について協議し、決定するため、本部会議を置く。

- (1) 本部の出動体制及び解除の決定に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保に関すること。
- (4) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (5) 県及び他市町村との間の相互応援並びに公共団体等に対する応援要請連絡に関すること。

(6) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長の命じた本部の職員で組織する。

3 本部会議は、必要のつど本部長が招集し、本部長がその会議の議長に当たる。

(本部の組織及び事務分掌)

第5条 本部に部及び班を置くものとし、その構成及び事務分掌は別に定める長岡市災害対策本部の組織及び事務分掌（以下「本部の組織及び事務分掌」という。）のとおりとする。

(部長等の設置)

第6条 部に、部長のほか必要に応じて副部長を置く。

2 班に、班長、副班長及び班員を置く。

3 部長、副部長、班長及び副班長は、本部の組織及び事務分掌に掲げる者をもって充てる。

4 副部長は、部長を補佐する。

5 班長は、部長の命を受けて班の事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

6 副班長は、班長を助け、班長に事故あるときは、その職務を代行する。

7 班員は、前2項に定める者の所属職員をもって充て、班長の命を受けて班務に従事する。

(現地災害対策本部)

第7条 本部長は、支所の所管する地域において緊急かつ適確な災害応急対策の実施を図る必要があると認めた場合は、支所に現地災害対策本部を置く。

2 現地災害対策本部長は、支所長をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部を統括し、所属部員を指揮監督する。

(原子力災害現地対策本部)

第8条 本部長は、原子力災害時における災害対策本部の設置と同時に、国の災害対策本部との連絡調整を図るため、新潟県柏崎刈羽原子力防災センターに原子力災害現地対策本部を置く。

2 原子力災害現地対策本部長は、副市長をもって充てる。

3 原子力災害現地対策本部長は、本部長の命を受け、原子力災害現地対策本部を統括し、所属部員を指揮監督する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（昭和55年8月1日災対本部告示第1号）

この規程は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則（昭和56年7月31日災対本部告示第1号）

この規程は、昭和56年7月31日から施行する。

附 則（昭和57年8月3日災対本部告示第1号）

この規程は、昭和57年8月3日から施行する。

附 則（昭和58年8月15日災対本部告示第1号）

この規程は、昭和58年8月15日から施行する。

附 則（昭和59年4月25日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市災害対策本部規程の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年7月22日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市災害対策本部規程の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年10月23日災対本部告示第2号）

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市災害対策本部規程の規定は、昭和62年10月1日から適用する。

附 則（昭和63年7月12日災対本部告示第1号）

この規程は、昭和63年7月12日から施行する。

附 則（平成5年5月25日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市災害対策本部規程の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成7年4月20日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の長岡市災害対策本部規程の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月31日災対本部告示第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年 7 月 1 日災対本部告示第 2 号）

この規程は、平成10年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月18日災対本部告示第 1 号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成15年 4 月 4 日災対本部告示第 1 号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日災対本部告示第 1 号）

この規程は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年12月28日災対本部告示第 2 号）

この規程は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年10月 1 日災対本部告示第 1 号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日災対本部告示第 1 号）

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日災対本部告示第 1 号）

この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日災対本部告示第 1 号）

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日災対本部告示第 1 号）

この規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 9 月 8 日災対本部告示第 1 号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日災対本部告示第 1 号）

この規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月12日災対本部告示第 1 号）

この規程は、公表の日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規定は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日災対本部告示第 1 号）

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日災対本部告示第 1 号）

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年3月26日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日災対本部告示第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月1日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（令和元年7月12日災対本部告示第2号）

この規程は、令和元年7月17日から施行する。

附 則（令和2年3月31日災対本部告示第3号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月28日災対本部告示第1号）

この規程は、公表の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和3年1月1日から適用する。

附 則（令和3年5月20日災対本部告示第2号）

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日災対本部告示第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

1 災害対策本部組織

[illegible]

2 事務分掌

(1) 災害対策本部

ア 本部会議

本部会議	本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：教育長 政策監 産業政策監 危機管理監 地域政策監 地方創生推進部長 DX推進部長 総務部長 財務部長 危機管理防災本部長 原子力安全対策室長 地域振興戦略部長 市民協働推進部長 福祉保健部長 環境部長 商工部長 観光・交流部長 農林水産部長 都市整備部長 中心市街地整備室長 土木部長 支所長 会計管理者 水道局長 消防長 教育部長 子ども未来部長 議会事務局長
------	---

所掌事務

- ・本部の出動体制及び解除の決定
- ・重要な災害情報の収集及び伝達
- ・高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保に関すること
- ・避難（場）所の開設及び閉鎖
- ・県及び他市町村との間の相互応援並びに公共団体等に対する応援要請
- ・災害対策経費の処理
- ・その他災害対策に関する重要事項
- ・（原子力災害）避難、屋内退避、受入れに係る準備情報、勧告及び指示又は解除に関すること
- ・（原子力災害）現地事故対策連絡会議への職員派遣
- ・（原子力災害）原子力災害合同対策協議会への職員派遣
- ・（原子力災害）原子力災害との複合災害対策に関すること

※（原子力災害）は、原子力災害単独事務

イ 本部事務局

本部事務局	局長：危機管理防災本部長 局員：危機管理防災本部、原子力安全対策室及び本部事務局長があらかじめ指定した職員
-------	---

所掌事務

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の運営 ・本部長の命令・指示の伝達 ・災害情報の収集・伝達の統括 ・現地災害対策本部との連絡調整 ・災害応急対策の調整 ・災対部との連絡調整 ・職員の非常招集 ・国、県及び防災関係機関との連絡調整 ・（原子力災害）東京電力ホールディングス(株) 柏崎刈羽原子力発電所との連絡調整 ・（原子力災害）原子力災害との複合災害対策に関すること | <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用 ・被災者生活再建支援法の適用 ・災害に係る陳情、請願 ・通信手段の確保 ・災害情報の収集整理、記録編集 ・市民に対する情報伝達 ・報道機関への災害情報の公表 ・防災会議連絡員室との連絡調整 ・（原子力災害）避難車両の確保 ・（原子力災害）原子力災害現地対策本部との連絡調整 |
|---|---|

(2) 各災対部の所掌事務

各災対部・現地災害対策本部共通事項

- 1 施設利用者の安全確保
- 2 避難所の開設・運営への協力
- 3 所管業務に係る被害調査、報告及び応急対策、応急復旧
- 4 災害対策活動状況の報告
- 5 職員の活動状況の把握、報告、適正配置
- 6 本庁・支所間の職員応援

※1 下記にかかわらず、配置先を別に指定（本部事務局、地区防災センター、災対支所部等）された職員は、指定先の災対部等に所属する。

※2 （原子力災害）は、原子力災害単独事務

部 名	部長・副部長	班長・副班長	所属部課	所 掌 事 務	地域防災計画 主な応急対策の関係節
災対広報部	部長 地方創生推進部長 副部長 議会事務局長		秘書課 政策企画課（一部の職員） 広報・魅力発信課（一部の職員） 議会総務課（係長以上及び総務秘書係）	1 広報手段の確保 2 市民及び報道機関への広報 3 議会の運営、連絡調整	・ 広報・広聴活動 ・ コミュニティ放送等放送機関の応急対策 ・ ライフライン応急対策 ・ 全国からの救援物資への対応
災対総務部	部長 総務部長 副部長 ミライエ長岡担当部長 女性活躍推進担当部長 DX推進部長 観光・交流部長 中心市街地整備室長	総務班 班長 人事課長 （総務班支援担当） 行政管理課長 （総務班業務継続担当） 副班長 政策企画課長 人権・男女共同参画課長 ミライエ長岡企画推進室 企画担当課長	政策企画課（一部の職員を除く） 人権・男女共同参画課 広報・魅力発信課（一部の職員を除く） ミライエ長岡企画推進室 人事課 行政管理課 コンプライアンス課 庶務課	<支援担当> 1 状況に応じた各災対部及び支所等の支援 <業務継続担当> 1 災害時に優先すべき通常業務 2 状況に応じた各災対部及び支所等の支援	・ ベットの保護対策 ・ 要配慮者の支援対策 ・ こころのケア対策 ・ 応急住宅対策 ・ 鉄道の応急対策 ・ 工業用水道施設の応急対策 ・ 義援金の受入れ・配分 ・ 輸送

部 名	部長・副部長	班長・副班長	所属部課	所 掌 事 務	地域防災計画 主な応急対策の関係節
	会計管理者	ミライエ長岡企画推進室 事業担当課長 コンプライアンス課長 庶務課長 工事検査監 財政課長 契約検査課長 財産マネジメント担当課長 市民税課長 収納課長 地域振興担当課長 文化振興課長 スポーツ振興課長 バイオエコノミー担当課長 産業立地・人材課長 観光企画課長 観光事業課長 都市政策課長 土地住宅政策担当課長 まちなか政策担当課長 まちなか整備担当課長	財政課 契約検査課 管財課（一部の職員を除く） 市民税課 収納課 地域振興戦略部（一部の職員を除く） スポーツ振興課 文化振興課 福祉保健部（係長以上等を除く） 商工部（産業支援課の職員は災対避難部） 観光・交流部（国際交流課は災対総務部外国人対応班） 農水産政策課（係長以上の職員を除く） 鳥獣被害対策課（係長以上及び一部の職員を除く） 都市政策課（一部の職員を除く） 中心市街地整備室 議会総務課（係長以上等を除く） 中央図書館（係長以上等を除く） 科学博物館（係長以上等を除く） 保育課（保育士等） 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局（係長以上の職員を除く）	<各班・担当共通> 1 職員の活動状況の把握及び、人員配置の調整 2 情報収集伝達、被害状況集約 3 本部事務局の事務支援 4 他の災対部が所掌しない災害対応業務 5 応援職員の受入れ、配置 6 職員とその家族の被災状況の把握 7 食料品、生活必需品、応急物資等の搬送 8 災害対策用車両の確保 9 （原子力災害）職員の被ばく管理 10 （原子力災害）避難先への職員派遣 11 （原子力災害）緊急輸送活動 12 （原子力災害）風評被害等への対応 13 （原子力災害）一時滞在者の安全確保	・ 行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬 ・ 商工業応急対策 ・ 事業所等の事業継続 ・ 行政機関等の業務継続計画 ・ 広報・広聴活動 ・ （原子力災害）活動体制の確立 ・ （原子力災害）屋内退避、避難、受入れ等の防護活動 ・ （原子力災害）緊急輸送活動

部 名	部長・副部長	班長・副班長	所属部課	所 掌 事 務	地域防災計画 主な応急対策の関係節
		総合窓口班 班長 市民窓口サービス課長 副班長 市民課長	市民窓口サービス課 福祉課福祉窓口係 生活支援課市営住宅相談室 市民課	1 総合窓口業務の継続 2 災害対応業務に連動して発生する特設窓口業務（コールセンター、支援窓口等） 3 市民からの問い合わせ等の取りまとめ	
		外国人対応班 班長 国際交流課長	国際交流課	1 被災外国人に対する支援	
		システム維持班 班長 行政D X推進課長 副班長 D X政策課長	D X推進部	1 庁内ネットワークの応急対策及び維持	
		会計班 班長 会計課長	会計課	1 義援金の受入れ	

部 名	部長・副部長	班長・副班長	所属部課	所 掌 事 務	地域防災計画 主な応急対策の関係節
災対被害調査部	部長 財務部長 副部長 都市整備部長		管財課（一部の職員） 資産税課 建築・開発審査課 都市政策課（一部の職員） 都市施設整備課 教育施設課 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に認定登録をしている職員のうち災対被害調査部として指定された職員（長岡市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル掲載）	1 家屋の被害認定調査 2 建物等の応急危険度判定 3 市有施設の被害調査、復旧支援 4 被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行 5 応急住宅の対策 6 公園緑地、児童遊園、街路樹等の被害調査、応急復旧	- 公園施設の応急対策 - 応急住宅対策 - 罹災証明書発行対策 - 輸送 - 宅地等の応急危険度判定 - 建物の応急危険度判定
災対避難部	部長 市民協働推進部長 副部長 地域振興戦略部長 商工部長		管財課（一部の職員） 地域振興戦略部（一部の職員） 市民協働課 産業支援課 地区防災センター職員として指定された職員	1 地区防災センター及び避難所の開設・運営に関すること 2 避難所要望の取りまとめ 3 食料品、生活必需品、応急物資等の手配 - 民間流通在庫活用等による物資等供給 - 全国からの救援物資への対応 4 アオーレ長岡の被害調査、応急復旧 5 帰宅困難者の受け入れ 6 （原子力災害）退避、避難、集合場所の開設及び避難者の収容	- 災害情報の収集・伝達 - 自分と家族を守る応急対策 - 住民等避難対策 - 住民と施設と行政の協働による避難所運営 - 避難所等における防疫保健衛生対策 - 車中泊など避難所外避難者への支援 - 救急・救助活動 - ライフライン応急対策（下水道）
					- 要配慮者の支援対策 - 民間流通在庫活用等による物資等供給 - 全国からの救援物資への対応 - 輸送 - ボランティアとの協働

部 名	部長・副部長	班長・副班長	所属部課	所 掌 事 務	地域防災計画 主な応急対策の関係節
災対福祉部	部長 福祉保健部長 副部長 福祉総務課長		福祉総務課 福祉課（係長以上、一部の職員及び保健師） 生活支援課（係長以上、一部の職員及び保健師） 介護保険課（係長以上、一部の職員及び保健師） 長寿はつらつ課（係長以上、一部の職員及び保健師） 国保年金課（係長以上、一部の職員及び保健師） 健康増進課（係長以上、一部の職員及び保健師） 保健医療課（係長以上、一部の職員及び保健師）	1 福祉避難所、救護所等に関すること 2 ボランティアの受入れ、配置等 3 要配慮者に関すること 4 義援金の配分 5 応援医療救護班の受入れ、救護所への配置 6 医薬材料の手配、管理、供給 7 （原子力災害）安定ヨウ素剤の配布・服用への協力 8 （原子力災害）県の緊急時医療活動への協力 9 （原子力災害）国、県による飲食物の摂取制限等に対する協力	・ 災害情報の収集・伝達 ・ 自分と家族を守る応急対策 ・ 住民等避難対策 ・ 住民と施設と行政の協働による避難所運営 ・ 避難所等における防疫保健衛生対策 ・ 入浴サービスの提供 ・ トイレ利用対策 ・ 車中泊など避難所外避難者への支援 ・ 要配慮者の支援対策 ・ こころのケア対策 ・ 救急・救助活動 ・ 医療救護活動 ・ 義援金の受入れ・配分 ・ ボランティアとの協働 ・ 災害救助法による救助 ・ （原子力災害）屋内退避、避難、受入れ等の防護活動 ・ （原子力災害）自発的支援の受入れ等 ・ （原子力災害）救助・救急、消火及び医療活動

部 名	部長・副部長	班長・副班長	所属部課	所 掌 事 務	地域防災計画 主な応急対策の関係節
災対環境部	部長 環境部長 副部長 環境政策課長		環境部	1 環境汚染の防止対策 2 し尿、ごみ収集及び仮設トイレの設置、管理 3 ごみ処理施設、し尿処理施設の被害調査、応急復旧 4 (原子力災害)放射性物質による汚染状況調査 5 (原子力災害)県の緊急時モニタリングに対する協力 6 (原子力災害)汚染物質の除去及び除染	・ トイレ利用対策 ・ ペットの保護対策 ・ 道路・河川における障害物除去 ・ 危険物等施設の応急対策 ・ 廃棄物処理 ・ (原子力災害)情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 ・ (原子力災害)緊急事態解除宣言後の対応
災対農林水産部	部長 農林水産部長 副部長 農林整備課長		農林整備課 農水産政策課（係長以上の職員） 鳥獣被害対策課（係長以上の職員） 農業委員会事務局（係長以上及び一部の職員）	1 農道・田畑等の被害調査 2 地すべり、土砂災害等二次災害の予防 3 (原子力災害)風評被害等への対応 4 (原子力災害)国、県による飲食物の摂取制限等に対する協力	・ 道路、橋梁、トンネル等の応急対策 ・ 農地・農業用施設の応急対策 ・ 農林水産業応急対策 ・ 治山・砂防施設等の応急対策 ・ (原子力災害)産業等への支援
災対土木部	部長 土木部長 副部長 土木政策調整課長		土木部	1 道路・橋梁等の被害調査、応急対応 2 緊急道路障害物の撤去、交通確保 3 下水道施設の被害調査、応急復旧 4 地すべり、破堤等二次災害の予防 5 支所支援 6 (原子力災害)国、県による住民等の避難誘導に対する協力 7 (原子力災害)緊急輸送のための交通確保	・ 自分と家族を守る応急対策 ・ 道路・橋梁・トンネル等の応急対策 ・ 港湾施設の応急対策 ・ 道路・河川における障害物除去 ・ 河川・海岸施設の応急対策 ・ 海上における災害応急対策 ・ ライフライン応急対策（下水道） ・ 廃棄物処理 ・ 輸送 ・ 治山・砂防施設等の応急対策 ・ (原子力災害)屋内退避、避難、受入れ等の防護活動 ・ (原子力災害)緊急輸送活動

部 名	部長・副部長	班長・副班長	所属部課	所 掌 事 務	地域防災計画 主な応急対策の関係節
災対水道部	部長 水道局長 副部長 水道局次長		水道局	1 水道施設被害調査、応急復旧 2 飲料水の確保、応急給水 3 (原子力災害)水道水の汚染状況調査、給水停止、摂取制限	・ 自分と家族を守る応急対策 ・ 道路、橋梁、トンネル等の応急対策 ・ ライフライン応急対策（上水道） ・ (原子力災害)飲食物の出荷制限、摂取制限等
災対消防部	部長 消防長 副部長 消防本部次長		消防本部	1 消火、救急、救助 2 傷病者搬送 3 災害時の行方不明者の搜索 4 避難の伝達、誘導 5 広域消防応援、緊急消防援助隊等への要請 6 火災の予防 7 (原子力災害)消防職員の被ばく管理	・ 防災関係機関の相互協力体制 ・ 災害情報の収集・伝達 ・ 自分と家族を守る応急対策 ・ 住民等避難対策 ・ 救急・救助活動 ・ 医療救護活動 ・ 海上における災害応急対策 ・ 罹災証明書発行対策 ・ 危険物等施設の応急対策 ・ 消火 ・ 行方不明者の搜索、遺体の保護・埋葬 ・ 通信の確保 ・ (原子力災害)情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 ・ (原子力災害)活動体制の確立 ・ (原子力災害)屋内退避、避難、受入れ等の防護活動 ・ (原子力災害)救助・救急、消火及び医療活動 ・ (原子力災害)核燃料物質等の運搬中の事故

部 名	部長・副部長	班長・副班長	所属部課	所 掌 事 務	地域防災計画 主な応急対策の関係節
災対教育部	部長 教育部長 副部長 子ども未来部長		教育総務課 学務課 学校教育課 中央図書館（係長以上、文書資料室及び枳尾美術館） 科学博物館（係長以上、郷土資料館及び寺泊水族博物館） 子ども・子育て課 子ども家庭センター 保育課 （保育士等一部の職種を除く）	1 園児、児童、生徒の安全確保、被災状況の把握 2 避難所開設・運営支援 3 心のケアの実施 4 子育てあんしんの避難所の開設・運営に関すること 5 （原子力災害）退避、避難、集合場所の開設及び避難者の収容	・ 学校等における応急対策 ・ 住民と施設と行政の協働による避難所運営 ・ 車中泊などの避難所外避難者への支援 ・ 児童等のこころのケア対策 ・ 文化財応急対策 ・ （原子力災害）屋内退避、避難、受入れ等の防護活動
災対支所部	部長 支所長 副部長 地域振興・市民生活課長 （枳尾支所は地域振興課長）		支所の各課		第2編第2章及び第3編各部第2章の災害応急対策の各関係節

(3) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部会議

現地本部会議	本 部 長：支所長 副 本 部 長：地域振興・市民生活課長（栃尾支所は地域振興課長） 本 部 員：各課長
--------	--

所掌事務

- ・ 現地災害対策本部の出動体制及び解除の決定
- ・ 重要な災害情報の収集及び伝達
- ・ 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保に関すること
- ・ 避難（場）所の開設及び閉鎖
- ・ 本庁に対する応援要請
- ・ (原子力災害)避難、屋内退避、受入に係る準備情報、勧告及び指示又は解除に関すること
- ・ (原子力災害)原子力災害との複合災害対策に関すること

イ 現地災害対策本部事務局

現地災害対策本部事務局	局長：地域振興課長 局員：地域振興・市民生活課（栃尾支所は地域振興課）職員、現地災害対策本部事務局長があらかじめ指定した職員
-------------	---

所掌事務

- ・ 現地災害対策本部の運営
- ・ 現地災害対策本部長の命令・指示の伝達
- ・ 災害情報の収集・伝達の統括
- ・ 災害対策本部との連絡調整
- ・ 災害応急対策の調整
- ・ 現地災対班との連絡調整
- ・ 地域住民に対する情報伝達
- ・ 職員の非常招集
- ・ 通信手段の確保
- ・ 応援職員の受入れ、配置
- ・ (原子力災害)原子力災害との複合災害対策に関すること

※(原子力災害)は、原子力災害単独事務

(4) 現地災害対策本部 現地災害対策班
災害対策班共通事項

- 1 施設利用者の安全確保
- 2 避難所の開設・運営への協力
- 3 所管業務に係る被害調査、報告及び応急対策、応急復旧
- 4 災害対策活動状況の報告
- 5 職員の活動状況の把握、報告、適正配置
- 6 本庁・支所間の職員応援

班長は、各所属長をもって充てる。 ※(原子力災害)は、原子力災害単独事務
班体制及び所掌事務は、下記を基本として各支所長の判断で支所ごとに定めるものとする。

班 名		所掌事務	地域防災計画の 主な応急対策の関係節
災害総務班	地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課） 産業建設課（栃尾支所は商工観光課）	1 食料品の調達、配給手配 2 被災住民の相談、対応 3 家屋等の被害調査 4 被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行 5 生活必需品の調達、配給手配 6 避難（場）所への資機材の調達・配給 7 救援物資の受付、仕分け、倉庫手配 8 工業、商業、観光の被害調査、雇用動向の調査 9 中小企業者の資金融資のあっせん 10 (原子力災害)国、県による飲食物の摂取制限等に対する協力 11 (原子力災害)一時滞在者の安全確保 12 (原子力災害)風評被害等への対応	・ 民間流通在庫活用等による物資等供給 ・ 罹災証明書発行対策 ・ 全国からの救援物資への対応 ・ 商工業応急対策 ・ (原子力災害)自発的支援の受入れ等 ・ (原子力災害)屋内退避、避難、受入れ等の防護活動 ・ (原子力災害)飲食物の出荷制限、摂取制限等 ・ (原子力災害)産業等への支援 ・ (原子力災害)被災者等の生活再建等の支援

班 名		所掌事務	地域防災計画の 主な応急対策の関係節
災対福祉班	地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）	1 医療・救護 2 防疫対策 3 福祉施設・医療機関の被害調査 4 被災者の福祉相談 5 社会福祉協議会のボランティアの受入れに関する支援、調整 6 要配慮者の支援 7 入浴支援	・ 医療救護活動 ・ 避難所等における防疫保健衛生対策 ・ こころのケア対策 ・ ボランティアとの協働 ・ 災害時要援護者の支援対策 ・ 入浴サービスの提供
災対環境班	地域振興・市民生活課（栃尾支所は市民生活課）	1 廃棄物（し尿、ごみ）の収集、処理 2 仮設トイレの設置、管理 3 ごみ処理施設、し尿処理施設の被害調査、応急復旧 4 死亡畜獣の処理 5 遺体の保護、埋葬 6 （原子力災害） 汚染物質の除去及び除染	・ トイレ利用対策 ・ 廃棄物処理 ・ ペットの保護対策 ・ 行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬 ・ （原子力災害）緊急事態解除宣言後の対応
災対農林班	産業建設課（栃尾支所は農林・建設課） 北部地域事務所 南部地域事務所	1 農林業施設の被害調査、応急復旧 2 農地たん水等障害物の排除 3 農林関係の被害調査 4 被災農家及び関係団体との連絡調整 5 （原子力災害） 国、県による飲食物の摂取制限等に対する協力 6 （原子力災害） 風評被害等への対応	・ 農地・農業用施設の応急対策 ・ 治山・砂防施設等の応急対策 ・ 農林水産業応急対策 ・ （原子力災害）飲食物の出荷制限、摂取制限等 ・ （原子力災害）産業等への支援

班 名		所掌事務	地域防災計画の 主な応急対策の関係節
災対土木班	産業建設課 農林・建設課（栃尾） 北部地域事務所 南部地域事務所	1 河川、ダム、がけ地等災害危険区域の警戒、被害調査、応急復旧 2 気象、河川の水位等災害情報の収集及び伝達 3 路上障害物の排除、道路交通の確保 4 建築物等の応急危険度調査 5 応急仮設住宅の建設 6 下水道施設の被害調査、機能確保、応急復旧 7 下水処理場の適正管理	・ 道路・橋梁・トンネル等の応急対策 ・ 治山・砂防施設等の応急対策 ・ 河川・海岸施設の応急対策 ・ 道路・河川における障害物除去 ・ 宅地等の応急危険度判定 ・ 建物の応急危険度判定 ・ 応急住宅対策 ・ ライフライン応急対策（下水道）
災対水道班 （小国、栃尾、与板）		1 水道施設の被害調査、応急復旧 2 飲料水の確保、応急給水 3 指定工事事業者との連絡調整	・ ライフライン応急対策（上水道）
災対教育支援班	地域振興課 地域振興・市民生活課 （山古志、和島）	1 児童生徒の安全確保 2 児童生徒の被害調査 3 心のケアの実施 4 避難（場）所開設、運営の協力 5 所管施設の被害調査、応急復旧 6 （原子力災害）退避、避難、集合場所の開設及び避難者の収容	・ 学校等における応急対策 ・ 児童生徒のこころのケア対策 ・ 住民と施設と行政の協働による避難所運営 ・ （原子力災害）屋内退避、避難、受入れ等の防護活動

(5) 原子力災害現地対策本部

ア 現地災害対策本部会議

現地本部会議	本 部 長：副市長 本 部 員：原子力安全対策室原子力安全対策担当課長ほか
--------	--

所掌事務

- ・(原子力災害)原子力緊急事態に関する情報交換
- ・(原子力災害)緊急事態応急対策の実施に向けた調整
- ・(原子力災害)現地事故対策連絡会議への出席
- ・(原子力災害)国の原子力災害対策本部への応急対策の実施状況の報告
- ・(原子力災害)原子力災害合同対策協議会への出席

※(原子力災害)は、原子力災害単独事務

3-4 災害時応援協定締結団体

令和7年3月31日現在

種別	名 称	締結先
他自治体との相互応援協定	川口町と狛江市との災害時における相互援助に関する協定 ※旧川口町が締結	東京都狛江市
	長岡市・高岡市災害時相互応援協定	富山県高岡市
	長岡市・会津若松市災害時相互応援協定	福島県会津若松市
	災害時広域相互応援に関する協定書	岐阜県中津川市
	友好親善都市災害支援協定 ※旧寺泊町が締結	群馬県伊勢崎市
	災害時における相互応援に関する協定書	愛知県豊川市
	水害時における施設の相互利用に関する協定	見附市
複数自治体との相互応援協定	災害時相互応援協定 ※旧小国町が締結	小千谷市・十日町市・津南町・柏崎市
	災害時の相互応援に関する協定書 ※旧小国町が締結	柏崎市・出雲崎町・刈羽村
	長岡地域災害時相互応援協定	小千谷市・見附市・出雲崎町
	災害時相互応援協定 ※旧川口町が締結	十日町市・魚沼市・南魚沼市・湯沢町
	災害時における相互応援に関する要綱	北関東・新潟地域連携軸推進協議会 新潟県・群馬県・栃木県・茨城県の市町 計19市町
	災害時における近隣市町村相互援助協定	新潟市ほか10市町村
	一般廃棄物処理の相互協力に関する覚書	小千谷市、見附市
	新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	新潟県、新潟市ほか5市町村、18広域事務組合
	新潟県広域消防相互応援協定書	新潟市ほか4市町村、19広域事務組合
	新潟県広域消防相互応援協定に基づく覚書	新潟市ほか10市町村、6広域事務組合
	中部消防応援協定書	三条市ほか5市町村、3広域事務組合
	安曇野市サミット宣言	武蔵野市交流市町村協議会
その他官公庁等との協定	電子計算機データのバックアップテープの相互保管に関する協定	新潟市
	防災・管理情報ネットワークによる情報共有に関する協定書及び防災・管理情報ネットワークに係る費用負担及び維持管理等に関する覚書	国土交通省北陸地方整備局 信濃川河川事務所
	覚書	国土交通省北陸地方整備局 信濃川河川事務所
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省北陸地方整備局
	災害時における道の駅を活用した緊急災害情報放送に関する基本協定書	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所、(株)エフエム雪国
	道の駅「良寛の里わしま」防災施設利用に関する覚書	国土交通省長岡国道事務所
	信濃川洪水時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	国土交通省北陸地方整備局国営越後丘陵公園事務所
郵便局との協力	災害発生時における長岡市と長岡市内郵便局の協力に関する協定	長岡市内郵便局
原子力発電所に係る住民の安全確保	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書及び運用要綱	東京電力(株)
薬剤師の派遣	薬剤師の派遣に関する協力	(一社)長岡市薬剤師会

種別	名 称	締結先
物資の供給	災害時医薬品等の供給に関する協定	長岡薬業協同組合
	長岡市災害時食料品等の供給に関する協定書	越後ながおか農業協同組合
	長岡市災害時食料品等の供給に関する協定書	(株)原信
	災害時食料品等の供給に関する協定	(株)セブンイレブン・ジャパン
	災害発生時における防災活動協力及び物資供給に関する協定書	イオンリテール(株)イオン長岡店
	災害時における物資の供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター
	災害時における物資供給及び防災活動協力に関する協定書	ユニー(株)アビタ長岡店
	災害時における物資供給及び防災活動協力に関する協定書	(株)ウオロク
物資の供給	災害時における非常食供給に関する協定	(有)エコ・ライス新潟
	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)赤ちゃん本舗
	災害時における物資の供給に関する協定書	コカ・コーラ イーストジャパン(株)
	災害時における物資の供給に関する協定書	サントリービバレッジサービス(株)
	災害時における物資の供給に関する協定書	ダイドービバレッジサービス(株)長岡営業所
	災害時における物資の供給に関する協定書	(株)和光ベンディング
	覚書	(株)伊藤園
	災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定書	一般社団法人日本福祉用具供給協会
	災害時における物資供給及び一時避難場所の提供に関する協定書	アークランドサカモト株式会社
資機材のレンタル等	災害時における仮設トイレの確保に関する協定書	(株)レンタルのニッケン長岡営業所
	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	(株)アクティオ北陸支店
	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書	(株)カナモト
	災害時における応急対策用備品の確保に関する協定	新潟県ディスプレイ協同組合
燃料の供給等	災害時における石油燃料の供給に関する協定	新潟県石油商業組合長岡支部
	災害時におけるLPガス供給に関する協定書	新潟県LPガス協会 長岡支部
	電気バスを活用した災害連携協定	越後交通(株)
	災害時における燃料供給に関する協定書	日精サービス(株)
	災害時における電力供給等の支援に関する協定	アクシアル リテイリング株式会社
ヘリポートの使用	災害時ヘリポート使用に関する協定書	中越農業共済組合
輸送(搬送)	災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定	赤帽新潟県軽自動車運送協同組合
	災害時における要配慮者等の避難輸送の協力に関する協定書	長岡市ハイヤー協会
	災害時における消防用水の搬送に関する協定書	長岡地区生コン事業協同組合
	災害時における支援物資の配送、地域内輸送拠点の運営等に係る協力に関する協定書	佐川急便株式会社信越支店
緊急情報放送・配信	災害時における緊急情報放送に関する協定書	長岡移動電話システム(株)(FMながおか)
	災害時における緊急情報放送に関する協定書	(株)エフエムラジオ新潟
	災害時等における緊急情報配信に関する協定書	NPO法人 住民安全ネットワークジャパン
	災害時等における緊急情報放送等に関する協定書	(株)エヌ・シー・ティ
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社
	災害時避難施設に係る情報提供等に関する協定書	株式会社バカン

種別	名 称	締結先
し尿汲み取りの協力		中越環境保全事業協同組合
要配慮者の緊急受け入れ	災害時における要配慮者の緊急的な入所等に関する協定書	社会福祉法人長岡福祉協会
		社会福祉法人長岡老人福祉協会
		社会福祉法人長岡東山福祉会
		社会福祉法人長岡福寿会
		社会福祉法人長岡三古老人福祉会
		社会福祉法人信濃川令終会
		医療法人至誠会
		医療法人立川メディカルセンター
		社会福祉法人あいあい
		社会福祉法人刈谷田福祉会
		社会福祉法人小越会
		社会福祉法人小千谷北魚沼福祉会
		社会福祉法人太陽福祉会
要配慮者の緊急受け入れ	災害時における要配慮者の緊急的な入所等に関する協定書	社会福祉法人平成福祉会
		社会福祉法人朋友福祉会
		社会福祉法人虹のまち福祉会
		ながおか医療生活協同組合
		特定医療法人樂山会
		特定非営利活動法人ドリーム
		有限会社アド・メディカル
		株式会社クレアメディコ
		株式会社みどりの杜
		社会福祉法人中越福祉会
		社会福祉法人さんわ福祉会
		社会福祉法人栃尾福祉会
		社会福祉法人葵新生会
		株式会社さわやか倶楽部
		医療法人晴生会
		ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟

種別	名 称	締結先
その他応急復旧、被災者支援等の応援	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	長岡管工事業協同組合
	公益社団法人日本水道協会新潟県支部水道災害相互応援要綱	(公社)日本水道協会 新潟県支部
	災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書	栃尾管工事業協同組合
	覚書	(社)新潟県測量設計業協会
	協定書	(社)新潟県地質調査業協会
	協定書	(社)建設コンサルタント協会 北陸支部
	災害等に係る緊急を要する工事に関する基本協定書	(社)長岡市建設業協会
	災害等の緊急を要する工事の基本協定書	中之島建設技術協議会
	災害等に係る緊急を要する工事に関する基本協定書	三島郡建設業組合
	災害等の緊急を要する工事の基本協定書	川口建設業協会
	災害時の協力に関する協定書	東北電力(株)長岡営業所
	協定書	(社)新潟県農業土木技術協会
	災害時の応援業務に関する協定書	(公社)日本下水道管路管理業協会中部支部
	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定(27市町村一括協定)	(一社)新潟県下水道維持改築協会
	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定(27市町村一括協定)	(公社)日本下水道管路管理業協会
	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定(27市町村一括協定)	(公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部
	長岡市内公園緑地等に係る災害時の応急処置等の協力に関する協定	(社)長岡市緑地協会
	災害時における住宅修繕及び住宅応急修理等に関する協定書	長岡市建設各職連合会
	災害時の被災者支援協力等に関する協定書	(社)全日本冠婚葬祭互助協会
	災害時における支援に関する協定書	新潟県土地家屋調査士会 (公社)新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
	災害時における建物解体除去、災害廃棄物の処理等に関する協定書	(社)新潟県解体工事業協会
	災害時における障害物の除去等応急措置に関する協力協定書	新潟県鳶土工職組合連合会

種別	名 称	締結先
その他応急復旧、被災者支援等の応援	災害廃棄物収集運搬業務及び仮置場管理業務の協力に関する協定書	長岡市一般廃棄物リサイクル事業協同組合
	災害時における電気設備に関する調査及び工事に関する協定書	(社)長岡市電設業協会
	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)埼玉事業部新潟支店
	地域活性化包括連携協定書	(株)イトーヨーカ堂、(株)セブン-イレブン・ジャパン
	長岡市の地域防災力向上に関する連携協定	損害保険ジャパン日本興亜(株)長岡支店
	長岡市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地方創生に関する包括連携協定書	あいおいニッセイ同和損害保険(株)
	長岡市と長岡市内郵便局との包括的連携に関する協定書	長岡市内郵便局
	災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定書	一般社団法人長岡産業交流会館(ハイク長岡)
	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	長岡市ホテル・旅館組合
	災害時における防災活動協力に関する協定書	吉乃川(株)・中越酵母工業(株)
	石材構造物に関する災害時の応急対策業務協定書	一般社団法人 日本石材産業協会 新潟県支部・一般社団法人 日本石材産業協会
	災害時における緊急避難場所等としての使用に関する協定書	社会福祉法人 芳香稚草園(豊愛なかのしまこども園)
	災害時における緊急避難場所等としての使用に関する協定書	社会福祉法人 王神福祉会(こしじこども園)
	水害時における施設利用に関する協定書	(株)ダイナム
	災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話株式会社
	災害時における防災活動協力に関する協定	岩塚製菓株式会社
	災害時における無人航空機による活動協力に関する協定	一般社団法人防災ドローン実践研究会
放送番組の利用	災害時の小中学校体育館における放送番組の利用に関する覚書	(株)エヌ・シー・ティ (長岡ケーブルテレビ)
	災害時のながおか市民防災センターにおける放送番組の利用に関する覚書	(株)エヌ・シー・ティ (長岡ケーブルテレビ)
個人情報の保護	災害時要援護者名簿に係る個人情報の保護に関する協定書	長岡市社会福祉協議会
法律相談	災害時における法律相談業務に関する協定	新潟県弁護士会

※順不同

3-5 消防機関に対する救助・救急及び火災等の応援要請

①救助・救急及び火災等の応援要請

要請 順位	応援協定名称等	要請種別	要 請 先	応援出動 消防機関
第一 順位	新潟県広域消防 相互応援協定	第一要請	三条市消防本部 TEL0256-34-1111 FAX0256-33-3555	中越地域の消防本部
		第二要請	三条市消防本部 上越地域消防局 TEL025-545-0229(夜)025-545-0228 FAX025-545-0231(夜)025-545-0233 新潟市消防局 TEL025-288-3250(夜)025-288-3270 FAX025-288-3255 夜)025-288-3275	中越地域の消防本部、 上越又は下越地域の消 防本部
		第三要請	三条市消防本部 上越地域消防局 新潟市消防局 佐渡市消防本部 TEL0259-51-0119 FAX0259-52-5651	県下全域の消防本部
第二 順位	緊急消防援助隊 応援等の要綱等 に関する要綱 新潟県緊急消防 援助隊受援計画	新潟県(防災局消防課) TEL025-282-1664 TEL(夜)025-285-5511(警備員室) FAX025-282-1667 消防庁長官(広域応援室) ※知事に連絡がつかない場合 TEL03-5253-7527 FAX03-5253-7552		消防庁に登録、又は報 告してある全国の救助・ 救急及び消火部隊等

②消防防災ヘリコプターの応援要請

応援協定名称等	要請種別	要請先	備考
新潟県消防防災 ヘリコプター 応援協定	(1)調査、情報収集等	県消防防災航空隊 TEL025-270-0263 (夜)隊長090-8943-9409 副隊長090-8943-9410 FAX 025-270-0265	
大規模災害時に おける広域航空 消防応援実施要 綱	(2)火災(消火) (3)救助 (4)救急 (5)救援物資、人員等の搬送	新潟県(防災局消防課) TEL025-282-1664 TEL(夜)025-285-5511(警備員室) FAX025-282-1667 消防庁長官(広域応援室) ※知事に連絡がつかない場合 TEL03-5253-7527 FAX03-5253-7552	消防防災航空隊を 有する県及び政令 指定都市の消防機 関等

3-6 自衛隊要請時の県の連絡窓口及び自衛隊の派遣要請連絡窓口

①県の連絡窓口

災害派遣担当窓口	県防災局危機対策課危機対策第1	
住所	950-8570 新潟市中央区新光町4番地1	
N T T回線	025-285-5511（代表） 025-282-1638（直通） FAX 025-282-1640	
地域衛星通信ネットワーク	本庁からかける場合	881-015-401-823
	消防本部からかける場合	75-015-401-823

②派遣要請連絡窓口

連絡窓口	陸上自衛隊 第2普通科連隊第3科	
住所	943-8501 上越市南城町3丁目7番1号	
N T T回線	電話 025-523-5117 内線 235 FAX 025-523-5117 内線 239	
地域衛星通信ネットワーク	本庁からかける場合	881-673-30
	消防本部からかける場合	75-673-30

連絡窓口	海上自衛隊 新潟基地分遣隊警備科	
住所	950-0047 新潟市東区臨海町1番1号	
N T T回線	電話 025-273-7771 内線 235 FAX 025-273-7771 内線 235	
地域衛星通信ネットワーク	本庁からかける場合	881-502-20
	消防本部からかける場合	75-502-20

連絡窓口	航空自衛隊 新潟救難隊飛行班	
住所	950-0031 新潟市東区船江町3丁目135	
N T T回線	電話 025-273-9211 内線 218	
地域衛星通信ネットワーク	本庁からかける場合	881-503-10
	消防本部からかける場合	75-503-10

3-7 市内アマチュア無線クラブ

団 体 名	呼出符号	使用周波数 (MHz)
長岡アマチュア無線クラブ	J A φ Y C D	1.9 3.5 7 14 21 28 52 145 430
長岡レピータ愛好会	J R φ W L	439.70
栃尾アマチュア無線クラブ	J A φ Y H A	3.5 7 21 28 50144 430
栃尾アマチュア無線日赤奉仕団	J H φ Z O A	144 430
村松自主防災会町内会長	(新簡易無線局) むらまつこうみんかん むらまつほんぶ むらまつ1-15	465.0375MHz～465.1500MHz 12.5KHz ステップ 10 波 468.5500MHz～468.8500MHz 12.5KHz ステップ 25 波
村松自主防災会内アマチュア無線班	(アマチュア無線局) J E φ M E N J R φ H K Z 他 7 名	(有志によるアマチュア無線班 個人局の為、 使用周波数は、アマチュア無線による。社団局 (クラブ局) 申請なし)
中越市民防災安全士会無線部	J R φ Z E S	144 430

3-8 災害対策基本法第53条第1項に基づく被害状況の報告

消防庁連絡先（宿直室）

回線		電話	F A X
N T T回線		03-5253-7777	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	市庁舎からかける場合	881-048-500-9049102	881-048-500-9049036
	消防本部からかける場合	75-048-500-9049102	75-048-500-9049036

３－９ 報道機関

①新潟県緊急時情報伝達連絡会加盟の報道機関

社名	電話	F A X
日本放送協会（NHK）新潟放送局	025－265－1141	025－265－1145
新潟放送（BSN）（テレビ・ラジオ）	025-230-1532 025－267－3469（夜間）	025－267－4410
新潟総合テレビ（NST）	025-248-7234 025－249－8900（夜間）	025－249－8881
テレビ新潟放送網（TeNY）	025－283－8152	025－283－8159
新潟テレビ２１（UX）	025－223－8608	025－223－8628
エフエムラジオ新潟	025-246-2311 025－246－2314（夜間）	025－245－3399

②「災害時における緊急情報放送に関する協定」を締結している配信機関

社名	電話	F A X
エヌ・シー・ティ	77-0335	33－0098
FMながおか	39－5500	39－2868
FM新潟	025－246－2314	025－245－3399
NPO法人住民安全ネットワークジャパン	39－1656	020-4662-2013

③長岡市記者会加盟の報道機関

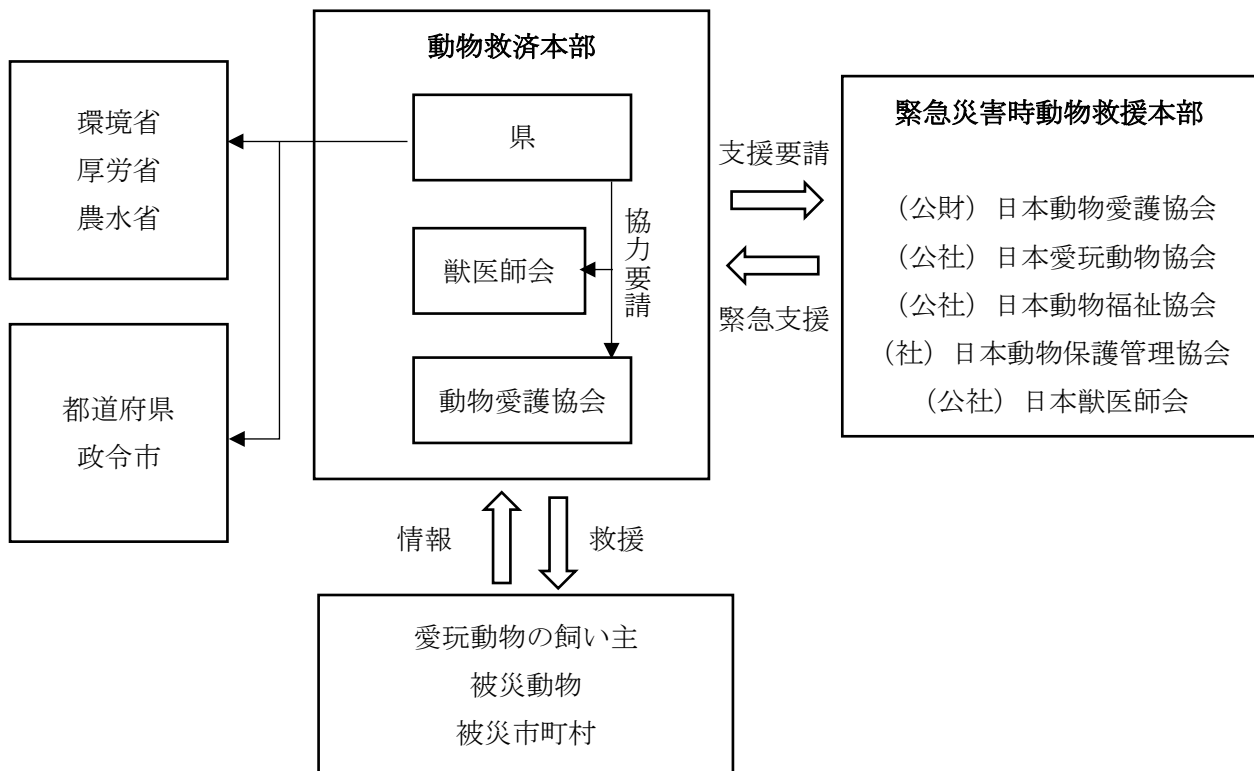
社名	電話	F A X	住所
朝日新聞社長岡支局	35－1234	34－2561	城内町 3－3－1
毎日新聞社長岡支局	32－0906	30－1065	幸町 1－11－21
新潟日報社長岡支社	34－9633	34－9660	千歳 1－3－43
日本放送協会（NHK） 新潟放送局長岡支局	32－4567	37－0881	信濃 2－6－1 エーワンビル 2F
新潟放送（BSN）長岡支社	35－7531	37－2229	千歳 1－3－43
読売新聞社長岡支局	33－0435	36－2968	東坂之上町 2－1－1 ファース長岡ビル 7 階
テレビ新潟放送網 （TeNY）長岡支社	36－5111	35-0509	今朝白 1－8－18 長岡 DN ビル 6F
日本経済新聞社新潟支局	025-222-7547	025-224-1163	新潟市中央区西堀通 6-885-7
新潟テレビ２１（UX）長岡支社	39-0021	35－2296	東坂之上町 2－1－1 ファース長岡ビル 7 階
新潟総合テレビ（NST）長岡支社	34－4111	35－3522	今朝白 2－1－4

社名	電話	F A X	住所
共同通信社新潟支局	025-255-1105	025-255-1165	新潟市中央区万代 3-1-1 メディアシップ 15 階
時事通信社新潟支局	025-246-8311	025-246-8325	新潟市中央区万代 3-1-1 メディアシップ 14 階
産経新聞社新潟支局	025-247-1001	025-247-1002	新潟市中央郵便局 私書箱 7 号

④長岡地域記者会加盟の報道機関

社名	電話	F A X	住所
長岡新聞社	32-1933	32-1934	表町 2-3-1 2F
エヌ・シー・ティ	77-0335	33-0098	千場 1-7-9
F Mながおか	39-5500	39-2868	今朝白 1-8-18 長岡 DN ビル 1F

3-10 動物救済本部の体制



3-1-1 鉄道事業者の情報収集及び伝達先

〔情報収集・伝達先〕

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	F A X
J R 東日本新潟支社	総務部企画室	025-248-5104	025-248-5165 運輸部輸送課 指令室	時間内 025-248-5112 時間外 025-248-5166
J R 西日本金沢支社	北陸広域鉄道部 (糸魚川)	025-552-0336	(金沢支社輸送指令) 076-253-5261	時間内 025-552-0336 時間外 076-253-5262
北越急行(株)	経営管理課	025-770-2820	(六日町運輸指令区) 025-770-2822	時間内 025-770-2825 時間外 025-770-2830
えちごトキめき鉄道(株)	総務企画部	025-546-5520	(指令所) 080-7770-8856	時間内 025-543-8020 時間外 025-543-7850
J R 貨物新潟支店	新潟支店	025-248-5151	(貨物指令室) 025-247-0522	時間内 025-248-5152 時間外 025-247-0516
新潟県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線 3591、3466	025-280-5109	025-284-5042
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線 6437、6438	025-285-5511 警備員経由	025-282-1640
新潟県警察本部警備部	警備第二課	025-285-0110 内線 5770、5772	025-285-0110 内線 2070、2071	昼 025-284-8939 夜 025-281-3915
北陸信越運輸局	総務部安全防災・ 危機管理調整課	025-285-9000	025-285-9000	025-285-9170

3－12 全県波放送局の連絡先

局名	情報受信責任者	電話	F A X
N H K	放送部長	025-265-1141	025-265-1145
B S N	報道担当部長	025-230-1532 (夜間) 025-267-3469	025-267-5810
N S T	報道制作部長	025-248-7234 (夜間) 025-249-8900	025-249-8881
T e N Y	報道部長	025-283-8152	025-283-8159
U X	報道グループ長	025-223-8608	025-223-0194
F M新潟	放送営業部次長	025-246-2311 (夜間) 025-246-2314	025-245-3599

３－１３ 車両確保において協力を得る民間輸送企業等

No	企業名称	所在地	連絡先
1	新潟県トラック協会長岡支部	〒950-0965 新潟市中央区新光町 6-4	TEL:025-285-1717 FAX:025-285-8455
2	長岡砂利採取販売協同組合 (ダンプトラック)	〒940-2104 長岡市大島新町 4-4-15	TEL:0258-27-0121 FAX:0258-27-0122
3	越後交通株式会社	〒940-2108 長岡市千秋 2-2788-1 千秋が原ビル 3 階	TEL:0258-29-1110 FAX:0258-29-1141
4	長岡市ハイヤー協会 (事務局：旭タクシー)	〒940-0084 長岡市幸町 3-8-3	TEL:0258-35-8181 FAX:0258-35-9138
5	佐渡汽船㈱	〒952-3421 佐渡市吾潟 183-1	TEL:0259-27-2107 FAX:0259-23-4665

3-14 市有自動車の現状

1 本庁・支所等

単位：台

区分 施設	バス	乗用車		ジープ型		ライトバン		トラック		下水 特殊 車	計	備 考
		普通	軽	普通	軽	普通	軽	普通	軽			
本 庁 等	3	28	34	19	1	14	15	17	5		136	スピーカー付車両 9 台
中之島支所	1	3	2	1		1	1	1	1		11	スピーカー付車両 2 台
越路支所	1	3	3	0		1	1	2	2		13	スピーカー付車両 2 台
三島支所		4	1				1	1	1		8	スピーカー付車両 1 台
山古志支所	2	4	1	1	1	1	1	2	1		14	スピーカー付車両 0 台
小国支所	1	2	2		0	1		0	1		7	スピーカー付車両 1 台
和島支所	1	1	1	0		1	1		1		6	スピーカー付車両 1 台
寺泊支所	1	3	0	0		2	2		1		9	スピーカー付車両 1 台
栃尾支所	1	3	7			3	3	2	3		22	スピーカー付車両 2 台
与板支所	1	4				2	3	1	1		12	スピーカー付車両 3 台
川口支所		4	0	0			1		2		7	スピーカー付車両 1 台
計	12	59	51	21	2	26	29	26	19	0	245	スピーカー付車両計 23 台

※本庁等には地域事務所の車両台数も含む

(資料：市管財課等)

2 水道局

区分 車種	給水 車	乗用車		ジープ型		ライトバン		トラック		特殊 車	計	
		普通	軽	普通	軽	普通	軽	普通	軽			
本局(業務課)		2	4				6				12	スピーカー付車両8台
本局(工務課)	3					5	8	2		1	19	スピーカー付車両18台 ※特殊車 公共応急作業車
本局(計)	3	2	4	0	0	5	14	2	0	1	31	スピーカー付車両26台 ※特殊車 公共応急作業車
妙見浄水場		2			1	5	4	1			13	スピーカー付車両8台
小国営業所			1			2					3	スピーカー付車両2台
栃尾営業所	1					1	2	1		1	6	スピーカー付車両4台 ※特殊車 公共応急作業車
与板営業所		1	1			1	2				5	スピーカー付車両5台
計	4	5	6	0	1	14	22	4	0	2	58	スピーカー付車両計45台

(資料：市水道局業務課)

3-15 緊急通行車両

緊急通行車両等事前届出済車両（市長部局）

	車 種	車両番号	所 管 課
1	小 型 バ ス	長岡 230 さ 2013	車両管理センター
2	小 型 バ ス	長岡 200 さ 2067	〃
3	大 型 バ ス	長岡 200 は 372	〃
4	乗 用 車	長岡 331 す 2004	〃
5	ジ ー プ 型	長岡 300 ま 9646	〃
6	ジ ー プ 型	長岡 300 む 1407	道路建設課
7	ジ ー プ 型	長岡 300 も 9326	〃
8	乗 用 車	長岡 800 す 4455	河川港湾課
9	乗 用 車	長岡 800 す 1206	道路管理課
10	乗 用 車	長岡 800 さ 9338	〃
11	乗 用 車	長岡 501 さ 169	越路支所 地域振興課
12	小 型 バ ス	長岡 200 さ 778	〃
13	ト ラ ッ ク	長岡 100 さ 1760	三島支所 地域振興課
14	小 型 バ ス	長岡 200 さ 196	〃
15	乗 用 車	長岡 300 ち 9503	〃
16	乗 用 車	長岡 500 ち 1676	〃
17	乗 用 車	長岡 500 ち 1554	〃
18	乗 用 車	長岡 530 つ 1876	〃
19	乗 用 車	長岡 580 み 4539	栃尾支所 地域振興課
20	軽 ト ラ ッ ク	長岡 480 さ 6352	〃

	車 種	車両番号	所 管 課
21	ラ イ ト バ ン	長岡400 ち 3899	〃
22	小 型 バ ス	長岡200 さ 2362	〃
23	ラ イ ト バ ン	長岡400 ち 896	〃
24	乗 用 車	長岡300 ゆ 8193	危機管理防災本部
25	特殊（地震体験車）	長岡800 さ 9472	〃

（資料：市車両管理センター）

緊急通行車両等事前届出済車両（水道局）

	車 種	車両番号	所 管 課
1	特 殊 （ 給 水 車 ）	長岡800 さ 6460	水道局（工務課）
2	キャブオーバー	長岡400 つ 3944	〃 （工務課）
3	乗用（8人乗り）	長岡501 の 8061	〃 （業務課）
4	キャブオーバー	長岡100 さ 7958	〃 （工務課）
5	特 殊 （ 給 水 車 ）	長岡88 す 1021	〃 （栃尾営業所）
6	特 殊 （ 給 水 車 ）	長岡800 さ 7193	〃 （工務課）
7	特 殊 （ 給 水 車 ）	長岡800 さ 9791	〃 （工務課）
8	公 共 応 急 作 業 車	長岡800 さ 9869	〃 （栃尾営業所）
9	キャブオーバー	長岡400 せ 2383	〃 （栃尾営業所）
10	公 共 応 急 作 業 車	長岡800 す 1616	〃 （工務課）
11	小 型 貨 物	長岡400 た 9299	〃 （浄水課）

（資料：水道局）

3-16 長岡市災害救助条例

昭和51年9月14日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、災害に際して、市が応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(救助の実施基準)

第3条 この条例による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号。以下「県条例」という。)が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生した場合で、当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

(1) 住家が滅失した世帯数が、県条例第2条第1号の表に定める住家滅失世帯の2分の1以上に達した場合

(2) 前号に定める基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要があると認めた場合

(3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(救助の種類等)

第4条 救助の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 避難所の設置

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(4) 災害にかかった者の救出

(5) 応急仮設住宅の設置

(6) 災害にかかった住宅の応急修理

(7) 障害物の除去

2 前項第5号から第7号までの救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 救助の程度、方法及び期間は、災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)第5条に定める範囲内において行うものとする。

2 市長が特に必要があると認めた場合には、前項の規定にかかわらず、救助の期間を延長して行うことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、救助に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。